

(別紙 8)

「適切かつ合理的な方法」及び「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」

個人情報取扱規程第 28 条に定める「適切かつ合理的な方法」及び「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」は以下のとおりとする。

1 適切かつ合理的な方法

「外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合」及び「同一の企業グループ内で個人データを移転する場合」について、それぞれ以下に定めるとおりとする。

(1) 外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合

提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等において定める。

(2) 同一の企業グループ内で個人データを移転する場合

提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等において定める。

2 法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置

当社が、外国にある事業者顧客データの入力業務を委託する場合についての具体的な措置は、以下に定める事項のとおりとする。

法第 15 条	利用目的の特定	委託契約において、外国にある事業者による利用目的を特定する。
法第 16 条	利用目的による制限	委託契約において、委託の内容として、外国にある事業者による利用目的の範囲内での事務処理を規定する。
法第 17 条	適正な取得	外国にある事業者が委託契約に基づいて適切に個人データを取得していることが自明であれば、不正の手段による取得ではない。
法第 18 条	取得に際しての利用目的の通知等	日本にある個人情報取扱事業者から顧客に対して利用目的の通知等をする。
法第 19 条	データ内容の正確性の確保等	委託契約によりデータ内容の正確性の確保等について規定するか、又は、データ内容の正確性の確保等に係る責任を個人データの提供元たる個人情報取扱事業者が負うことになる。
法第 20 条	安全管理措置	委託契約により外国にある事業者が安全管理措置を講ずる旨を規定する。GL（通則編）「(別添) 講ずべき安全管理措置の内容」を参照。
法第 21 条	従業員の監督	委託契約により外国にある事業者の従業員の監督に係る措置を規定する。
法第 22 条	委託先の監督	委託契約により外国にある事業者の再委託先の監督に係る措置を

		規定する。 ①適切な委託先の選定 ②委託契約の締結 ③委託先における個人データ取扱状況の把握
法第 23 条	第三者提供の制限	委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。
法第 24 条	外国にある第三者への提供の制限	委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。 外国の事業者から更に外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合には、法 22 条の委託先の監督義務のほか、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保する。
法第 27 条 ～第 33 条、 第 35 条	保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の請求等に応じる 手続、手数料、苦情の 処理	提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の請求等に応じる手続、手数料、苦情の処理に係る義務を履行することについて明確にする。 なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。